

先達による文化財保護行政 ～再び押部谷町を取り上げて～

山本 雅和

1. はじめに

神戸市文書館では、各区の出張所から行政文書として引き継いだ旧村文書を歴史公文書として収蔵保管している。ここでは、現：西区押部谷町に相当する「押部谷村」の簿冊 224 件¹⁾のうちの1冊を取り上げて報告する。

2. 検証する簿冊『大正十年起 庶務書類綴 押部谷村役場』(墨書)「名勝舊蹟調之部」 「第壹種/永年保存」(朱書) 表紙：27.5 ×20.5 cm

当資料は目録No.127 とされた縦帖構成で全 31 頁を数える紐綴じの決裁綴で、標記の「表表紙」と無地の「裏表紙」がある。冒頭に綴じ込まれた「牽引」(目次)用箋の6枚のうちには、第一號として「發収番號 押第一二五四號ノ三 大正一〇年七月九日古墳調査の件」と1枚目1行目に記されているのみで、この他は無記入無使用となっている。

3. 明石郡役所と押部谷村役場との行政文書の交換²⁾

資料4) 通知文(5月21日付け)

明石郡役所から押部谷村役場へ3ヶ所についての追加の「古墳調査」の依頼。この通知文以前に実施された郡内の調査成果を受けた形での依頼と推測されるが、追加調査

箇所に関する根拠は具体的には示されていないだけでなく、所在地さえ曖昧な記述となっている。さらに添付文書が存在していたのであろうか。なかでも、「高和」とされる古墳は、「住吉神社北の東北の山頂」と記されているが、「細田」の誤記ではなかろうか。各地域における「伝承」などを優先かつ重要視した選択であったためかと想像される。ただし、大正期にあって文化財(遺跡)調査の基本となる現況を的確に把握するべくデータの取得を求めている点は重要で、具体的な調査成果を明示している点も注目できる。現代でも行われている地表面観察による分布調査と通ずる手法であり、長い歴史を感じることができる。

資料3) 回答(6月11日付けカ)

村役場第一係起案で、町長決裁による回答。

調査依頼に対して指定期日(6月10日)までには回答対応報告できない旨の断り。資料2) 郡役所から村役場へ至急の回答ならびに遺漏のない調査実施の催促と報告の要請(6月15日付け)。

資料1) 古墳調査結果の報告に関する送付文(7月9日付け)。

調査期間が1ヶ月を超えていることから、後掲のとおり、綿密な調査の実施がうかがえる。しかし、資料1)による古墳調査の依頼のあった3地点と、この文書で報告され

た地点が異なっていることが合理性をもって説明できない点は不可解となっている。なお、文末において、照会の3件目にあげられた「和田」の山林についてはすでに文化財の痕跡のないことが報告されている³⁾。

資料1-2)「忍海邊造(おしぬべのみやつこ)ノ古墳」に関する調査報告。

大字西盛小字北山に所在する当該の古墳は、全体が盛土による古墳で、「瓢塚」と記されていることから、前方後円墳である可能性が指摘できる。しかし、自然崩落により、「判然ト瓢形ヲ認メ難キ程度」との現状観察があり、その特徴は明記できない状況であったことがわかる。また、「長」三十五尺(約10.8m)、「径」二十五尺(約8m)との表現による規模は、小型の前方後円墳の存在を想定させるとも言える。ここでは積極的に「瓢形」の記述を評価しづらいものとなっている。小字北山の「山林の東北隅にあり、松樹の繁茂する小山」と記されており、通称「瓦山」とも記されているものの、所在地の特定はこれだけのデータでは困難である。

雄岡山の東方中腹に位置し、「忍海辺」に居した豪族の墳墓であるという伝承が存することも加味して、「目標を建設」して周知を図ることを希求している点は、地域の文化財として、この古墳の重要性を強調した意見となっている。また、「陪塚」⁴⁾として7基の古墳が周辺に存在することと、その位置を資料4-2とした略図に示した点も重要である。

資料1-3)「忍海邊造古墳位置畧圖」と題された図面。前掲の資料1-2の付図。

大字西盛の集落とこの周辺地域を表現した、まさに「略図」であり、古墳の所在地を推定していくうえでの情報量は決して多く

はない。画面の左上部分に想定される「雄岡山」をはじめとした丘陵部の表現が全くないうなかで、地形図と比較しながら、それぞれの現地を特定いくためには、東から西へ蛇行して流下する明石川の川筋、日吉神社、旧三木街道に沿った「文」と表記された福住尋常高等小學校(現・押部谷小學校)、「卍」と表記された徳願寺などの位置、日吉谷池などいくつかの池の存在が鍵となろう。凡例からは、①~⑧が塚(=古墳)の位置を示すことがわかるものの、これらの古墳の位置を現在の地図中で明確に示していくことは、上記のランドマークだけでは困難であると推察できる。そこで、一助となるのは中谷新吉氏が後代に記した「日吉谷(押部谷町西盛)古墳群 西大廻古墳群」「日吉谷東部古墳群」と「日吉谷古墳群の西部」の3枚の図面⁵⁾である。これらの図面を参照しつつ、忍海邊造ノ古墳の位置を推測していくと、雄岡山の東南麓で、旧三木街道よりも西側に位置する3基の古墳の位置関係は、丘陵上の等高線に沿って並列する古墳の立地が推測され、そのうちの中央に位置する古墳が該当するものと推定できる。この位置状況は、中谷氏の示した日吉谷古墳群西部の1~3号墳の配置状況とも似ており、2号墳が「忍海邊造ノ古墳」に相応しいと推察できる。中谷氏は「径10m、高さ2.5mあまりの円墳」で、「中央部を大きく発掘されて石槨と思われる石が見えている」と記述しており、横穴式石室墳であったようである。ここまでみても、前方後円墳が存在した可能性は低く、資料4-1の報告とは齟齬が認められることとなる。

また、④~⑧は同じく日吉谷古墳群(西区No.36)⁶⁾西部内の各墳を示したものと想定でき、中谷氏は9号墳からは円筒埴輪が出

土したことを特記し、かつ8号墳出土資料の実測図を2点掲載している⁷⁾。これらの資料はいまだ実見できていないが、底径約15cmの小型の円筒埴輪であり、古墳時代中期末～後期のものと想定できる。

これらの範囲と同じ古墳の分布を示すのが、昭和45年発行の兵庫県教育委員会の分布図⁸⁾で、遺跡番号194の日吉谷群集墳1～11号墳として11基の古墳の範囲を示しており、前方後円墳あるいは埴輪出土の情報は記載されていない。また、昭和48年発行の神戸市教育委員会の分布図⁹⁾では北から南方向に並ぶB-68～78の日吉谷群集墳1号墳～11号墳の11基の古墳分布が示され、すでに消滅した古墳をも明示しているものの、同じく前方後円墳や埴輪出土の情報は記されていない。

そこで、現地の踏査確認を試み¹⁰⁾、作成した分布図が図1である。古墳の分布状況

は中谷氏が作製したものと大きな差異はない。④～⑩が比較的密集した状況で現存し、④以外はいずれも低墳丘であった。⑪はやや南へ下った立地の単独墳で、墳丘中央部で石材が露出している点から、④とともに横穴式石室を埋葬施設とするのか。ただし、これらの群集墳より上位の丘陵(段丘)斜面部はすでに開発が及び、全く旧状を保っていない。埴輪の出土に関しても、新たな発見はなかった。

また、金棒池古墳の測量報告¹¹⁾に掲載された分布図には「F:西盛古墳群」の古墳分布状況も示唆に富む。丘陵上とおぼしき箇所単独墳があり、裾部では群集する4基の古墳がうかがえる。この前者の単独墳が「忍海辺造ノ墓」と推定できる。

さらに、日吉谷東部古墳群を西盛古墳群として捉えた渡辺氏¹²⁾は現在の富士見が丘に存在した1号墳を埴輪を有する古墳と



図1 日吉谷古墳群(西部)の古墳分布状況(約 1:5,000)神戸市都市計画図(1988年 雄岡山・美穂が丘・細田・福住 図幅)

して位置づけようとしているが、旧三木街道より東に立地するため、ここで検討している「忍海邊造ノ墓」の位置とは異なるものと認識できる。

しかし、仮に埴輪をもつ前方後円墳が当該地域に存在していたとすると、その事実は古墳の展開から地域首長の変遷を考えていくうえで、極めて重要と想定できるが、明確な根拠を示すまでには至っていない。

一方で、明石史談會の踏査記事¹³⁾では、雄岡山東麓の「密集古墳地」のなかに、「瓢形大古墳ありて周囲に埴輪の環列せる形態」が確認され、西区伊川谷町潤和の薬師山古墳（白水瓢塚古墳）¹⁴⁾と同時期のものとして評価している。古墳の「密集」の表現からは密集の程度を計りかねるが、押部谷中学校が所蔵する白水瓢塚古墳の大型円筒埴輪片の存在が誤解を招いたのではないかと危惧される。また、「明石史蹟地圖」と題した附図には雄岡山東南麓に4基の古墳が明示されるもののうち、最も東寄りの古墳が「忍海邊造ノ古墳」と同一ものといえるかもしれない。

以上、さまざまな検討を加えてきたが、「忍海邊造ノ古墳」がかつて立地した場所は明確には提示できなかった。

資料1-4)「横穴式石室」に関する調査報告。

大字細田（サイタ）小字古添（コウソエ）¹⁵⁾と報告された所在地から、道心山（トウシンヤマ）古墳群（西区No.39）¹⁶⁾1号墳¹⁷⁾の調査報告かと推定できる。円墳の埋葬施設として玄室（長さ約3.5m、幅約1.5m）と羨道（幅約1.1m、長さ約2m）の別が明確で、袖部をもつ高さ約2.5mの横穴式石室の遺存状況が窺える。玄室長の計測値が非常に短く、違和感があるものの、概ね現地での現状観察結果を把握できている。

上述した「忍海邊（＝押部）」と当地域が呼ばれていた律令期以前の時期、すなわち古墳時代後期の豪族の墳墓として想定している点は卓見であると言わねばならない。資料1-5)「経塚」に関する調査報告。

大字細田小字宮西に所在する住吉神社北方の丘陵上の「経塚」としての報告である。伝承等が存在するため、明確な根拠なしには否定できないものの、状況証拠的には古墳の墳丘上に近世以降に瓦質製の祠を祀っていたものではなかろうかと推測できる。周辺での現況は詳らかではなく、その存在を示唆する表徴も明確ではない。ここでは字名を根拠として、寺谷古墳群（同No.47）¹⁸⁾内の一古墳を候補として指摘し、古墳時代後期の古墳の存在を推定するにとどめておきたい。

4. まとめにかえて

以上のように、大正10年度の押部谷村の古墳調査にかかる旧村文書について検証してきた。この古墳調査報告の成果は、大正15年に刊行された『兵庫縣明石郡役所事績綱要』¹⁹⁾には「名所舊蹟」の項が設けられるものの、押部谷村だけではなく、その他12ヶ村についても新たな調査内容が網羅されている形跡は確認できない。

さて、押部谷という明石川上流域の「古墳」に特化した地域史を垣間見ることができた。「押部」の地名の由来については、これまでよく知られてきているところで、播磨国赤石（明石）郡の「縮見屯倉首忍海部（辺）造細目」なる人物が現在の三木市志染地域から押部谷地域に居住あるいは管理していたという『日本書紀』卷十五²⁰⁾や『播磨国風土記』²¹⁾の説話が根拠となっている。そして、清寧天皇の後継とされた「億計（おけ）」

「弘計（をけ）」の二皇太子即位に及ぶ説話に関して、押部谷町木津には「顕宗仁賢神社」²²⁾が祀られている。

大正期に古墳調査を実施した当時の押部谷村役場の担当者の方が一定の知識に基づいて報告している事実に驚きを隠すことができない。ここでは現行の文化財行政と単純に比較することが目的ではない。村役場の職務として、古墳を地域の財産として顕彰する姿勢をもち、地域の歴史遺産について広く周知する必要性を明確に指摘している点は現代の文化財行政にも十分につながっている視点として注目できる。

大正8年(1919)に制定された史蹟名勝天然記念物保存法以前では、各地域での伝承をもっぱら重視し、陵墓ないしは陵墓に関連すると想起できる古墳が保護の対象として位置づけられてきた²³⁾。古墳の保存偏重の傾向は、古墳というモニュメントが視覚しやすい対象であるために、保護にかかる判断も比較的容易であるという事情もあったのではないかと推察される。しかし、保存法の制定により、尾谷氏が指摘する「未選別古墳」に関しても調査・保存の必要性が唱えられ始めていた事実が存在し、それを如実に反映した旧村文書がここで紹介できたのではなかろうか。保存法の制定からすでに100年以上が経過した現在、昭和25年(1950)に制定された文化財保護法も改正を重ね、永らく主眼が置かれてきた保存第一義の立場から、文化財を保存しながら積極的な活用へと大きく舵を切って新たな変革を積極的に進めてきているところである²⁴⁾。

以上のように、行政文書の検証によって、先達の文化財保護の姿勢が見直され、改めて評価されていくきっかけとなるものと言える。他の旧村でも同様の取り扱いが想定

されるので、今後とも注視していきたい。

5. 最後に

私儀、令和4年3月末に神戸市立博物館で定年退職を迎え、以後神戸市文書館で勤務している。もう考古学とは全く縁がなくなるものと覚悟を決めていたところ、旧村文書の棚卸作業の中で、押部谷町の文化財に関する文書に触れることができるだけでなく、再び中谷新吉氏が報告された資料²⁵⁾を基にした検証に及ぶこととなろうとは想像もしていなかった。

報告の機会を与えて頂いた関係各位に深く感謝するとともに、本報告をまとめるにあたり、下記の方々に文献の探索とともに有益なご教示をいただきました。ここに改めて深謝いたします。

阿部功、阿部敬生、有賀陽平、中谷正、松島隆介、松林宏典、安田滋

(20230320 脱稿)

(神戸市文書館学芸員)

【註】

- 1) 新修神戸市史編集室(神戸市市長室企画調整部企画課) 新修神戸市史編集資料目録2『神出・押部谷・平野村役場文書目録』神戸市 1985
- 2) 以下の資料番号は、簿冊の綴りを前から採番しているため、文書日付を遡る順となっている。
- 3) 台地上の開墾によってすでに壊された古墳が相当するものと考えられる。中谷新吉「七曲り古墳」『雄岡山周辺の古墳』1953
- 4) 状況証拠的には、その立地からみて、通常に大型古墳に伴う「陪塚」という用語はここでは適切ではない。
- 5) 中谷新吉「雄岡山周辺の古墳」『郷土史資料その2 古墳関係書類』神戸市立押部谷小学校 1953 註24)にて再録
- 6) 神戸市『神戸市埋蔵文化財分布図』令和4年度版 2022

- 7) 註4) に同じ。
- 8) 兵庫県教育委員会『兵庫県都市計画地域内埋蔵文化財分布図及び地名表』1970
- 9) 神戸市教育委員会『神戸市埋蔵文化財 遺跡分布図及び地名表<垂水区・兵庫区 第1集>』1973
- 10) 令和5年3月11日に実施。
- 11) 中村憲司「金棒池1号墳地形測量報告」『神戸古代史』創刊号 神戸古代史研究会 1974
- F: 西盛古墳群(単独墳1基、群集墳5基)、G: 北山古墳群(4基消滅)として古墳の分布図を掲載する。
- 12) 渡辺伸行「木棺直葬墳の終焉—明石川流域の古墳の調査から—」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第15号 神戸市 1986
- 13) 矢倉甫田編「押部谷史蹟踏査記事」『明石史資料』明石史談會 1925
- 14) 安田滋編『白水瓢塚古墳発掘調査報告書』神戸市教育委員会 2008
- 15) 神戸史学会(大国正美・渋谷武弘・増田行雄)編『兵庫県小字名集 VI 神戸・阪神間編』神文書院 2022
- 16) 註5) に同じ。
- 17) 神戸市教育委員会文化財課「道心山1号墳」『新修神戸市史』歴史編I 自然・考古 神戸市 1989
- 18) 註5) に同じ。
- 19) 兵庫縣明石郡役所『兵庫縣明石郡役所事績綱要』附録「二.名所舊蹟」1926
- 20) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本古典文學大系 日本書紀 上』岩波書店 1967
- 21) 秋本吉郎校注『日本古典文學大系 風土記』岩波書店 1958
- 22) 神戸市教育委員会「③顕宗仁賢神社」『神戸の史跡』神戸新聞出版センター 1975
- 23) 尾谷雅比古「制度としての近代古墳保存行政の成立」『桃山学院大学総合研究所紀要』第33巻第3号 2008
- 24) 坂井秀弥「戦後遺跡保護の成果と文化財保護法改正の課題」『歴史学研究』No.998 續文堂出版 2020
- 25) 阿部功・山本雅和「三木市広野古墳群出土の資料をめぐって—中谷新吉氏の調査報告と押部谷中学校所蔵の考古資料—」『神戸市立博物館研究紀要』第36号 2021 にて再録

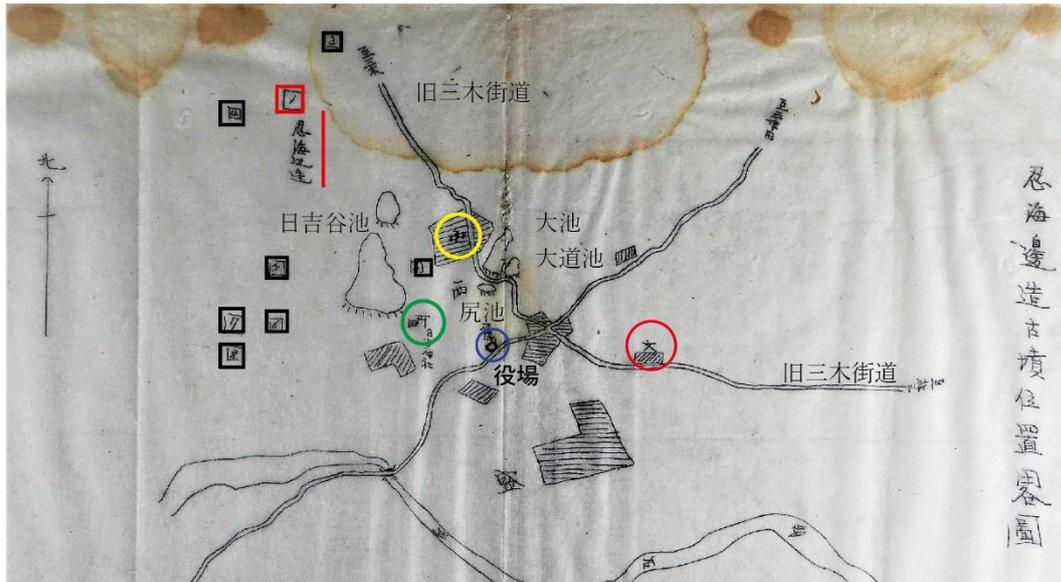


図2 忍海邊造古墳位置畧図
(資料1-3部分、一部加筆)

□忍海邊造古墳

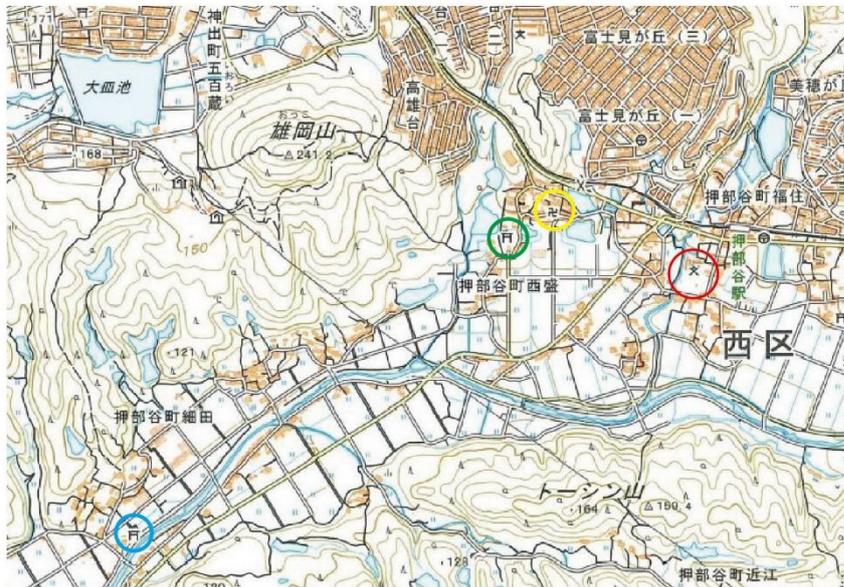


図3 西区押部谷町西盛周辺の
地形図(国土地理院 令和
2年 1:25,000 淡河図幅)

- 徳願寺
- 日吉神社
- 福住尋常高等小學校
(現：押部谷小學校)
- 住吉神社

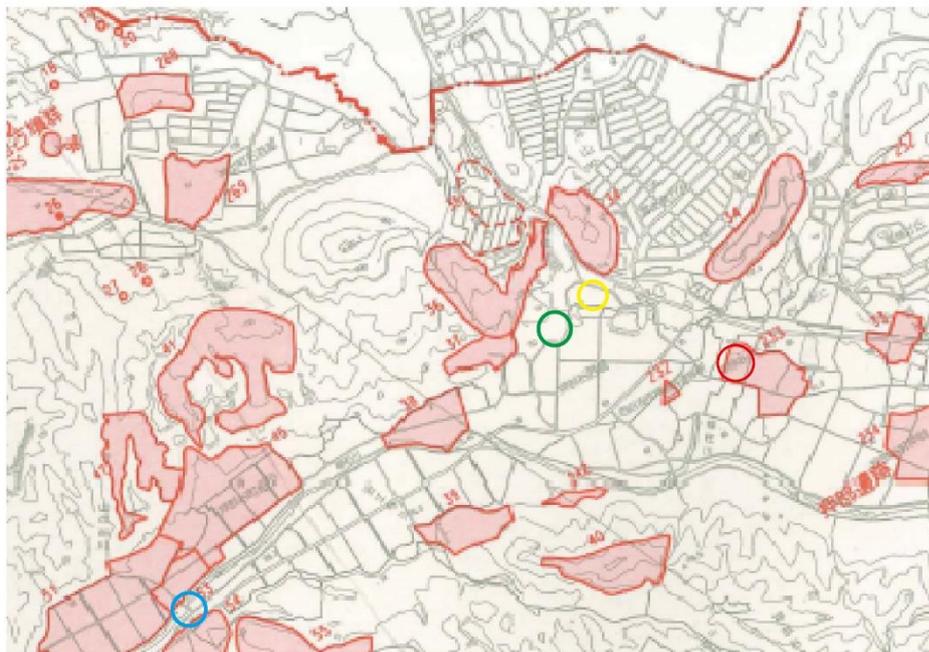
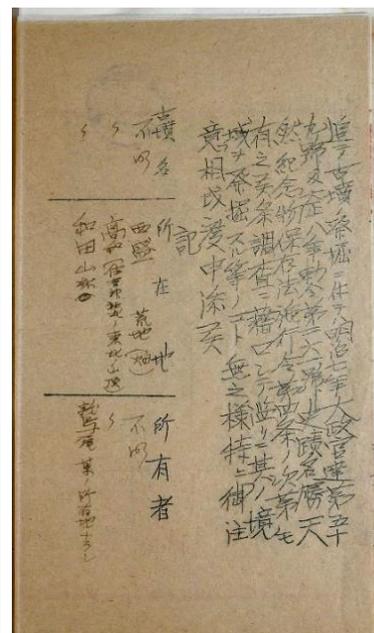
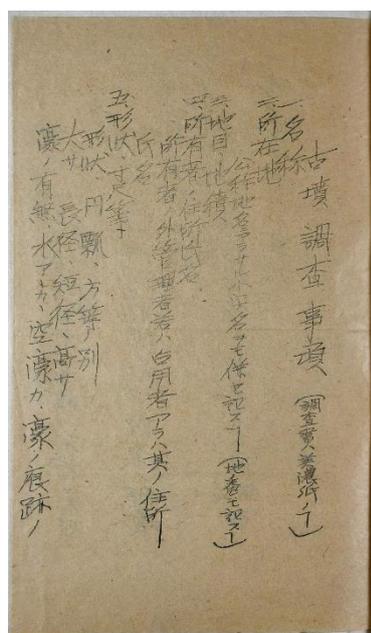
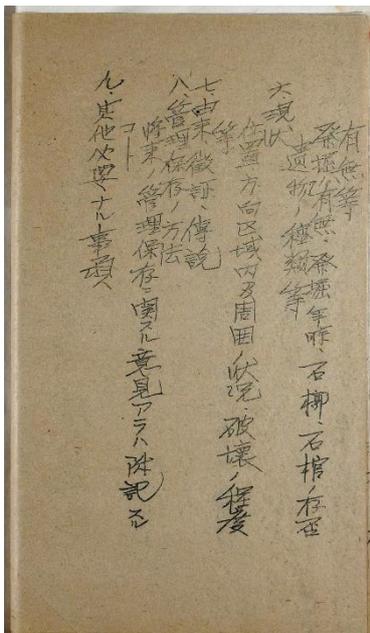
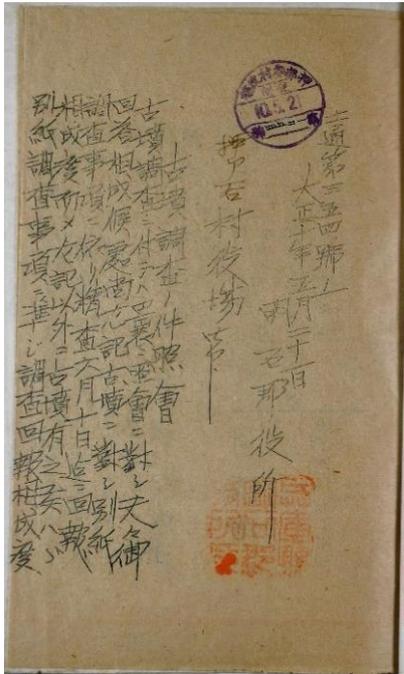


図4 西区押部谷町西盛周辺
の埋蔵文化財分布図
(註6 部分に加筆)

- 36：日吉谷古墳群
- 39：道心山古墳群
- 47：寺谷古墳群

古墳調査事項（調査書ハ美濃紙ノ事）

- 一. 名称
- 二. 所在地
公称地ニアラザル小字名ヲモ併セ記ス事（地番モ記ス事）
- 三. 地目・地積
- 四. 所有者ノ住所氏名
所有者ノ外管理者若ハ占用者アラハ其ノ住所氏名
- 五. 形状・寸尺等
形状 円・瓢・方等ノ別
大サ 長径・短径・高サ
濠ノ有無・水アルカ・空濠カ・濠ノ痕跡ノ有無等
発掘ノ有無・発掘年時・石槨・石棺ノ存否・遺物ノ種類等
- 六. 現状
位置方向区域内及周囲ノ状況・破壊ノ程度等
- 七. 由来・徴証・傳説
- 八. 管理保存ノ方法
将来ノ管理保存ニ関スル意見アラハ附記スル
- 九. 其他必要ナル事項



〔資料3〕（兵庫縣明石郡押部谷村役場用箋）

議 大正一〇年六月二日

村長 中垣 助役 柳瀬

第一係 主 福島

副 農夫世 秦 豊天 □

發送済

郵更

押第一二五四號ノ一

年月日

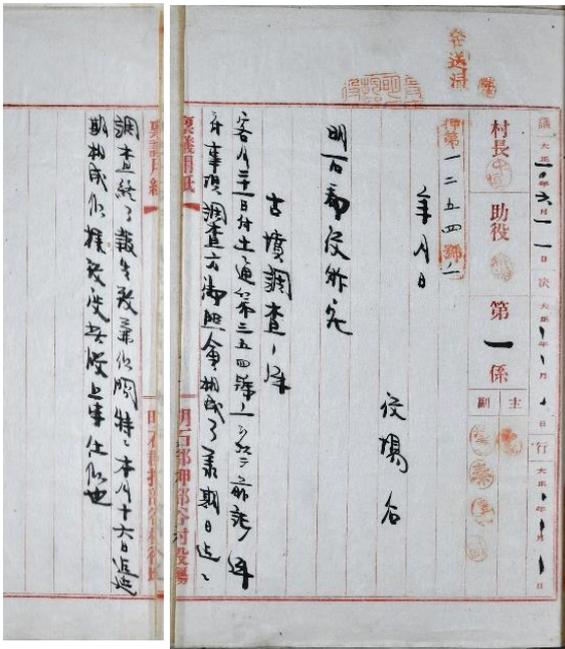
役場名

印

明石郡役所宛

古墳調査ノ件

客月二十一日付土通第三五四號ノ一ヲ以テ前記ノ件ニ付事項調査方御照會相成了様期日迄ニ調査終了報告致兼候間特ニ本月十六日迄延期相成候様致度奨段上申仕候也



〔資料4〕（西洋紙）

土通第一二五四號ノ一

大正十年五月二十一日

明石郡役所

印

押部谷村役場御中
附 受
10.5.21

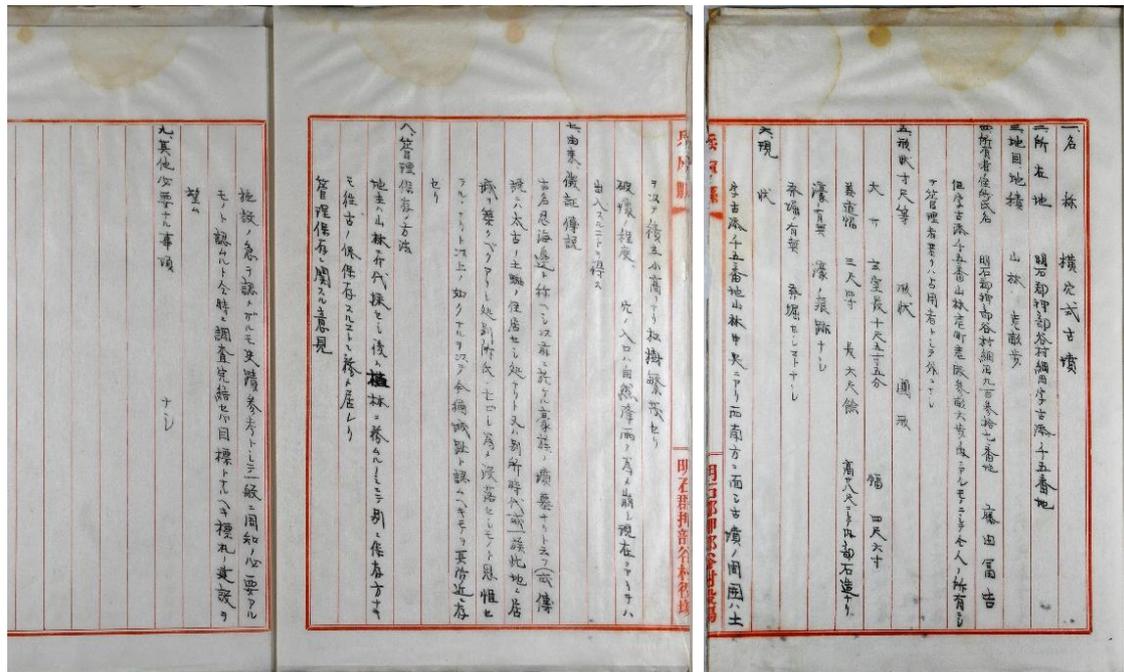
押部谷村役場御中

古墳調査ノ件照會

古墳調査ニ付テハ曩ニ照會ニ對シ夫々御回答相成候處尚左記古墳ニ對シ別紙調査事項ニ依リ精査六月十日迄ニ回報相成度而メ左記以外ニ古墳有之候ハバ別紙調査事項ニ準ジ調査回報相成度追テ古墳ノ発掘ニ仕テハ明治七年太政官達第五十九號及大正八年勅令第二六一號史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第四条ノ次第モ有ノ候条調査ニ藉口シテ濫リニ其ノ境域ヲ発掘スル等ノコト無之様特ニ御注意相成度中添候

記

古墳名	所在地	所有者
不明	西盛 墓地(畑)	不明
〃	高和(住吉神社北ノ東北ノ山頂)	〃
〃	和田山林	鷺尾某ノ 所有地ナリシ



〔資料1—5〕（兵庫縣明石郡押部谷村役場用箋）

- 一. 名称 経塚
- 二. 所在地 明石郡押部谷村細田字宮西貳百參拾五番ノ六ノ參
- 三. 地目地積 山林 壹畝歩
- 四. 所有者住所氏名 明石郡押部谷村細田八番屋 大西卯三郎
但所有者以外ニ管理者又ハ占用者ナシ
- 五. 形状寸法等 形状 圓形
大サ 長二十五尺 経二十五尺 高サ約十二尺
濠ノ有無 濠ノ痕跡ナシ
発堀ノ有無 発堀セシコトナシ
- 六. 現状 全山林ノ南端即チ雄子尾山（現在ノ雄岡山）ノ西南山麓ニ
アリ土ヲ以テ積立テ小丘トナリ松樹繁茂セリ
破壊ノ程度 発堀セシコトナキモ降雨ノ為メ自然土砂ヲ流
シ附近ノ山林ト樹齡ニ於テモ均シリ只小高キ故塚ノ如ク認
ムルニ足ル
- 七. 由来徴証傳説 判明セザルモ古老ノ傳説及所有者ノ語ル所ニヨレハ欽明天皇
ノ御与即チ紀元千貳百拾年頃ニ「経」ヲ埋藏セシ塚ナリト云
フ尚所有者ハ先代ヨリ経塚ト傳ヘ聞ケルヲ以テ今ニ祀レリト
云フ（但四十年前余前ニハ瓦焼ノ小ナル建物アリシモ現在ニシ
テハ其痕跡ナシ）
- 八. 管理保存ノ方法 別ニ管理保存ノ方法等ナキモ現在山林中ニアルヲ以テ地主ハ
樹木ノ伐採ヲナスモ発堀ヲ禁止シ居レルノミ
保存ニ関スル意見 急ヲ要セザルモ宗教上崇拝スベキモノト認ムルヲ以テ塚上ニ
標ノ建設ヲナシ永ク明瞭ナラシムル必要アリト認ム
- 九. 其他必要ナル事項 ナシ

〔資料1-2〕(兵庫縣明石郡押部谷村役場用箋)

一. 名称 忍海邊造ノ墓

開化天皇ノ皇子武豊類別命ノ後

二. 所在地 明石郡押部谷村西盛字北山五百六拾六番ノ六 通称瓦山

ト云フ

三. 地目・地籍 山林 志敏歩

四. 所有者ノ住所氏名 明石郡押部谷村西盛六百六拾壹番地 川西正

次

但字北山五百六拾六番ノ六山林參段五畝貳拾參歩ノ内ニア

ルモノニシテ全人ノ所有ニシテ管理者若クハ占用者トシテ

他ニナシ

五. 形状寸法等 形状 瓢

大サ 長三十五尺 經二十五尺 高サ十五尺

濠ノ有無 濠ノ痕跡ヲ認メズ

発堀有無 発堀セシコトナシ

六. 現状 字北山五百六拾六番ノ六山林ノ東北隅即チ雄子尾山(現在

ノ雄岡山)ノ東方中腹ニアリ全部土ヲ以テ積立テ小山トナ

リ松樹繁茂セリ

破壊ノ程度 別ニ発堀ニ依リ崩レタルモノト認メサルモ自

然降雨ノ為メ流出シ判然ト瓢形ヲ認メ難キ程度ニアリ

七. 由来徴証傳説 判然セザルモ古名忍海邊ニ居テ構ヘル豪族墳

墓ノ地ナリト云ヘリ

八. 管理保存方法

別ニ保存ノ方法ヲ設ケサルモ現今山林ニテ地主ハ発堀ヲ禁

シ居レルニ過キサルナリ

其他管理保存ニ関スル意見

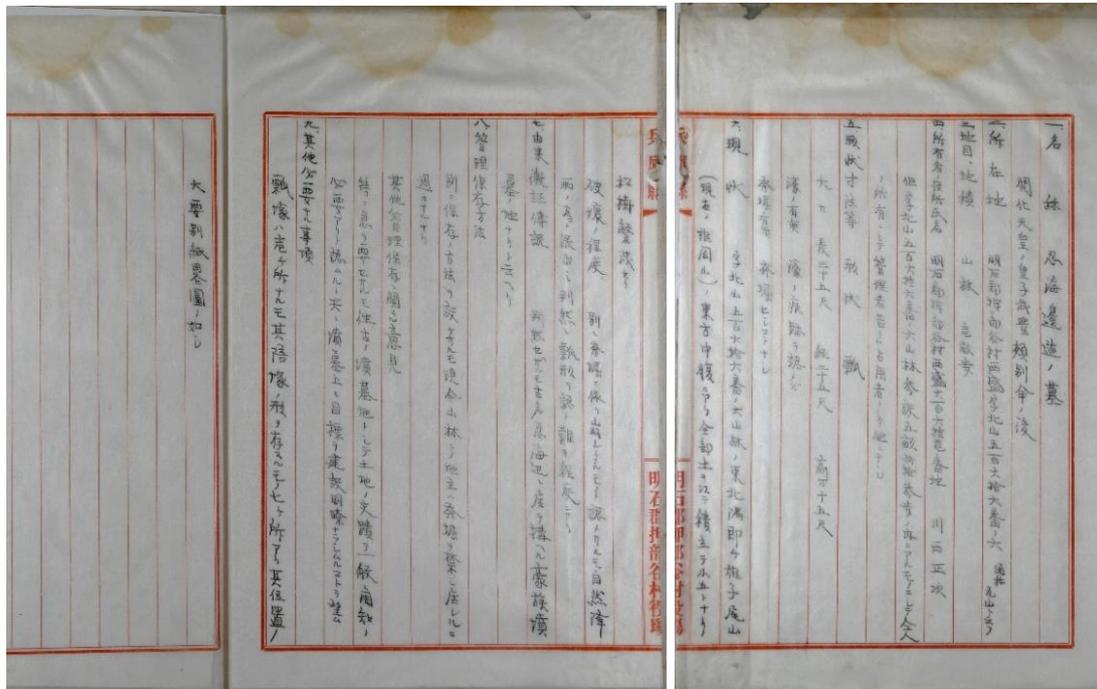
特ニ急ヲ要セサルモ往古ノ墳墓地トシテ土地ノ史蹟ヲ一般

周知ノ必要アリト認ムルト共ニ墳墓上ニ目標ヲ建設明瞭ナ

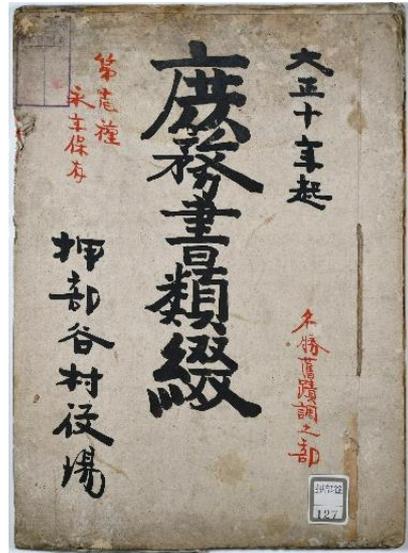
ラシムルヲ望ム

九. 其他必要ナル事項

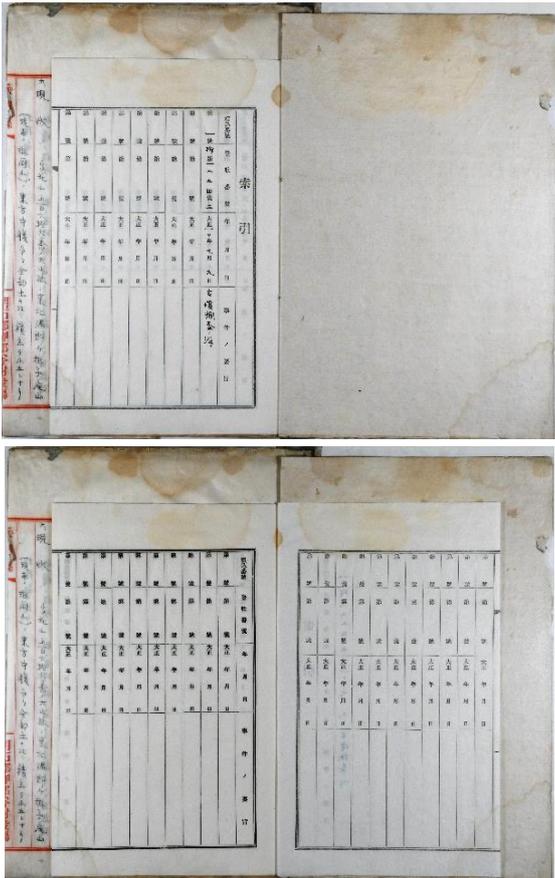
瓢塚ハ老ケ所ナルモ其陪塚ノ形ヲ存スルモノ七ヶ所アリ其
位置ノ大要別紙畧圖ノ如シ



〔簿冊表紙〕



〔牽引〕
第一號 押第一二五四號ノ三 大正二〇年七月九日 古墳調査ノ件



〔資料1〕（西洋紙）

押第一二五四號ノ三 大正十年七月九日
發送済
郵更
完了
浄書 福崎 校合中垣 永年保存
押部谷村役場

印

村長 中垣
助役 柳瀬
第一係主 福島
副 農夫也 秦 豊天

明石郡役所御中

古墳調査ノ件

本年五月二十一日付土通第一二五四號ノ一ヲ以テ前記ノ件ニ関スル事項調査方御照會相成了様調査候処別表ノ通りニ有之候
右及報告候也
追而和田鷺尾所有地ト御指示ノ分ハ和田高塚兵祐所有ナルモ四五年前畑ニ開墾セシ為メ現在ニテハ其痕跡剿明セズナシ

